

雇用保険二事業助成金 平成20年度2次補正予算の整理表(案)

平成20年度雇用保険二事業助成金(14本)

平成20年度2次補正予算雇用保険二事業助成金(15本)

各種給付金名			各種給付金名		要綱
①	雇用調整助成金	(内容見直し)	①	雇用調整助成金	第一・一
②	労働移動支援助成金	(内容見直し)	②	労働移動支援助成金	第一・二
3	定年引上げ等奨励金		3	定年引上げ等奨励金	
④	特定求職者雇用開発助成金	(内容見直し)	④	特定求職者雇用開発助成金	第一・三
5	自立就業支援助成金		5	自立就業支援助成金	
⑥	試行雇用奨励金	(内容見直し)	⑥	試行雇用奨励金	第一・四
7	地域雇用開発助成金		7	地域雇用開発助成金	
8	通年雇用奨励金		8	通年雇用奨励金	
⑨	育児・介護雇用安定等助成金	(内容見直し)	⑨	育児・介護雇用安定等助成金	第一・五 (均等分科 会で議論)
⑩	人材確保等支援助成金	(内容見直し)	⑩	人材確保等支援助成金	第一・六
11	短時間労働者雇用管理改善等助成金		11	短時間労働者雇用管理改善等助成金	
12	広域団体認定訓練助成金		12	広域団体認定訓練助成金	
⑬	キャリア形成促進助成金	(内容見直し)	⑬	キャリア形成促進助成金	第一・十 (能開分科 会で議論)
14	職場適応訓練費		14	職場適応訓練費	
		(新設)	⑮	障害者雇用に係る助成金	第一・七

※ 番号に○がつけてある助成金が諮問事項

雇用調整助成金の見直し

平成20年度

(百万円)

平成20年度2次補正

(百万円)

助 成 金 名	20'予算額
雇用調整助成金	
雇用調整助成金 (事業概要) 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的とする。 ○ 助成率等 ・休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金の1/2(中小企業2/3)に相当する額 ○ クーリング期間 制度利用後1年間は再度の利用ができない。 ○ 休業規模要件 一定規模(中小企業1/20大企業1/15)以上の休業等でないと助成対象とならない。 ○ 短時間休業 事業所単位で1時間毎又は労働者単位で1日毎	1,074
中小企業緊急雇用安定助成金(1次補正新規) (事業概要) 世界的な金融危機の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的とする。 ○ 助成率等 ・休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金の4/5に相当する額 ○ クーリング期間 制度利用後1年間は再度の利用ができない。 ○ 休業規模要件 一定規模(1/20)以上の休業等でないと助成対象とならない。 ○ 短時間休業 事業所単位で1時間毎又は労働者単位で1日毎	4,453 1次補正

助 成 金 名	2次補正額
雇用調整助成金	
雇用調整助成金 (見直し概要) ○ 助成率の拡充 1/2 → 2/3 ○ 支給限度日数 1年間 100日 → 200日 3年間 150日 → 300日 ○ クーリング期間 撤廃 ○ 休業規模要件 撤廃 ○ 短時間休業 労働者単位で1時間毎の休業を対象とする。	0 制度要求
中小企業緊急雇用安定助成金 (見直し概要) ○ 支給限度日数 1年間 100日 → 200日 3年間 200日 → 300日 ○ クーリング期間 撤廃 ○ 休業規模要件 撤廃 ○ 短時間休業 労働者単位で1時間毎の休業を対象とする。	0 制度要求

労働移動支援助成金の見直し

平成20年度

(百万円)

助 成 金 名	20'予算額
労働移動支援助成金	
求職活動等支援給付金 <small>(事業概要)</small> 再就職援助計画対象者等に求職活動等のために休暇を付与した事業主や、その再就職先となり得る職場体験講習を受けさせた事業主等に助成する。	111
再就職支援給付金 <small>(事業概要)</small> 民間の職業紹介事業者を活用し、再就職を実現させた事業主等に助成を行う。	340

平成20年度2次補正

(百万円)

助 成 金 名	2次補正額
労働移動支援助成金	
求職活動等支援給付金 <small>(継続)</small>	-
再就職支援給付金 <small>(継続)</small>	-
離職者住居支援給付金(新規) <small>(事業概要)</small> 解雇や雇い止め等を行った労働者に対し、離職後も継続して住居を提供又は住居に係る費用を負担する事業主に対し、対象労働者一人につき、当該住居の提供又は費用の負担の期間(最大6ヶ月)に限り、住居の所在する都道府県に応じて月額4万円から6万円を支給する。	290



特定求職者雇用開発助成金の見直し

平成20年度

(百万円)

助成金名	20'予算額
特定求職者雇用開発助成金	
特定就職困難者雇用開発助成金 <small>(事業概要)</small> 高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により雇い入れた事業主に助成を行うもの。	24,900
緊急就職支援者雇用開発助成金 <small>(事業概要)</small> 厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合や、雇用維持等地域の指定が行われた場合に、再就職援助計画対象者等(45歳以上60歳未満)を雇い入れる事業主に助成を行うもの。	168
高年齢者雇用開発特別奨励金 (1次補正新規) <small>(事業概要)</small> 65歳以上の求職者を公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、1人につき50万円(中小企業事業主は60万円)を支給する。	0 1次補正 (制度要求)

平成20年度2次補正

(百万円)

助成金名	2次補正額
特定求職者雇用開発助成金	
特定就職困難者雇用開発助成金 <small>(見直し概要)</small> 中小企業主に対する助成額を拡充する。 イ 身体・知的障害者 90万円 → 135万円 ロ 重度身体・知的障害者、45歳以上の身体・知的障害者、精神障害者 160万円 → 240万円 ハ イ・ロのうち短時間労働者 60万円 → 90万円 ニ イ・ロ・ハ以外の特定就職困難者 60万円 → 90万円 ホ ニのうち短時間労働者 40万円 → 60万円	0 制度要求
緊急就職支援者雇用開発助成金 <small>(見直し概要)</small> 中小企業事業主に対する助成額を拡充する。 一般労働者 30万円→45万円 短時間労働者 20万円→30万円	0 制度要求
高年齢者雇用開発特別奨励金 <small>(見直し概要)</small> 中小企業事業主に対する助成額を拡充する。 一般労働者 60万円→90万円 短時間労働者 40万円→60万円	0 制度要求

試行雇用奨励金の見直し

平成20年度

(百万円)

助 成 金 名	20'予算額
試行雇用奨励金	
若年者等雇用促進特別奨励金(1次補正による拡充分を含む)	161
<p>(事業概要) 正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等(25歳～39歳)について、トライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に、常用雇用(期間の定めのない雇用契約)に移行した事業主に対して、30万円(25～29歳の者にあつては20万円)を支給(※)する。 ※中小企業の場合は45万円(25～29歳の者にあつては30万円) ※雇用失業情勢の改善が弱い地域における支給額は更に1.5倍 ※常用雇用移行後、中小企業の場合は半年経過ごとに1/3ずつ(大企業の場合は半年経過ごとに1/2ずつ)支給。 (注)平成22年度まで</p>	

平成20年度2次補正

(百万円)

助 成 金 名	2次補正額
試行雇用奨励金	
若年者等正規雇用化特別奨励金(新規)	0
<p>(見直し概要) 正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等(25歳～39歳)について、トライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に、正規雇用(期間の定めのない雇用契約)に移行した事業主に加え、年長フリーター等や採用内定を取り消された就職未決定者を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主も対象とするともに、中小企業に100万円(大企業に50万円)を支給(※)する。 ※正規雇用後、半年後(50万円(大企業25万円))、1年半後(25万円(大企業12.5万円))、2年半後(25万円(大企業12.5万円))に分けて支給。 ※有期実習型訓練修了後の正規雇用の場合以外については、公共職業安定所による紹介に限る。 (注)平成23年度まで</p>	制度要求

人材確保等支援助成金の見直し

平成20年度

(百万円)

助 成 金 名	20'予算額
人材確保等支援助成金	
介護未経験者確保等助成金 (事業概要) 介護サービスに従事する者として、介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に助成。 助成内容:6箇月以上定着した場合に、未経験者1人当たり25万円まで、さらに6箇月以上定着した場合、合わせて1年間で50万円まで助成。	0 1次補正 (制度要求)

平成20年度2次補正

(百万円)

助 成 金 名	2次補正額
人材確保等支援助成金	
介護未経験者確保等助成金 (見直し概要) 25歳以上40歳未満の者であって安定した職業に就くことが著しく困難なものとして職業安定局長が定める者を雇い入れる場合(短時間労働者として雇い入れる場合を除く。)の助成を拡充する。 50万円(1年間)→100万円(1年間)	0 制度要求
介護労働者設備等整備モデル奨励金(新規) (事業概要) 介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器(移動リフト等)の導入・運用計画を提出し、厚労省の認定を受けて導入した場合に、導入及び運用に要した費用の額の1/2を助成。	0 制度要求
派遣労働者雇用安定化特別奨励金(新規) (事業概要) 派遣労働者との間で期間の定めのない労働契約又は6ヶ月以上の期間の定めのある労働契約を締結して雇い入れる派遣先の事業主に対し、当該労働契約が期間の定めのない場合は労働者1人につき50万円(中小企業事業主にあつては100万円)、当該労働契約が6ヶ月以上の期間の定めのある場合は労働者1人につき25万円(中小企業事業主にあつては50万円)を支給する。 イ 期間の定めのない労働契約の場合 雇入れ後、半年後(25万円(中小企業事業主は50万円))、1年半後と2年半後(12.5万円(中小企業事業主は25万円))に分けて支給 ロ 6箇月以上の期間の定めのある労働契約の場合 雇入れ後、半年後(15万円(中小企業事業主は30万円))、1年半後と2年半後(5万円(中小企業事業主は10万円))に分けて支給	0 制度要求

キャリア形成促進助成金の見直し

平成20年度

(百万円)

平成20年度2次補正

(百万円)

助 成 金 名	20'予算額
キャリア形成促進助成金	
訓練等支援給付金(実践型人材養成システム分) (事業概要) 新たに雇い入れた労働者に認定実践型人材養成システムによる訓練(※)を受けさせる事業主に助成を行うもの。 ※企業における雇用関係の下での実習と教育訓練機関等における企業のニーズに即した学習とを組み合わせる訓練であって、当該訓練の実施計画について厚生労働大臣の認定を受けて実施される訓練	175
訓練等支援給付金(有期実習型訓練分) (事業概要) 職業能力形成促進者(※1)に有期実習型訓練(※2)を受けさせる事業主に助成を行うもの。 (※1) 安定的な雇用に付くために有期実習型訓練に参加することが必要であると認められた職業能力形成機会に恵まれなかった者 (※2) 職業能力形成促進者に対して、企業における雇用関係の下での実習と教育訓練機関等における企業のニーズに即した学習とを組み合わせる訓練	512

助 成 金 名	2次補正額																		
キャリア形成促進助成金																			
訓練等支援給付金(実践型人材養成システム分) (見直し概要) ○助成率の拡充 イ 座学等に係る助成 経費助成 1/3(中小企業1/2) → 2/3(中小企業3/4) 賃金助成 1/3(中小企業1/2) → 2/3(中小企業3/4) □ 実習に係る助成 賃金助成 なし → 2/3(中小企業3/4)	0 制度要求																		
訓練等支援給付金(有期実習型訓練分) (見直し概要) 1. 助成率の拡充 イ 座学等に係る助成 経費助成 1/3(中小企業1/2) → 2/3(中小企業3/4) 賃金助成 1/3(中小企業1/2) → 2/3(中小企業3/4) □ 実習に係る助成 賃金助成 なし → 2/3(中小企業3/4) 2. 労働者派遣修了後に、派遣先での常用雇用を予定する紹介予定派遣について、有期実習型訓練により、派遣元、派遣先のそれぞれで正社員化に資する訓練を実施し、派遣先での正社員化が実現した場合に限り、派遣元、派遣先における訓練経費等を助成すること。(新規) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【派遣元】</td> <td style="text-align: center;">【派遣先】</td> </tr> <tr> <td>・座学等に係る助成</td> <td>経費助成: 2/3(中小企業3/4) 賃金助成: 2/3(中小企業3/4)</td> <td>同左 同左</td> </tr> <tr> <td>・実習に係る助成</td> <td>経費助成: なし 賃金助成: なし</td> <td>600円 /1時間当たり 2/3 (中小企業3/4)</td> </tr> <tr> <td>・能力評価に係る経費</td> <td>なし</td> <td>4,880円 /1人当たり</td> </tr> <tr> <td>・キャリア・コンサルティングに係る経費 (派遣元及び派遣先以外)</td> <td>経費助成: 1/2 賃金助成: 1/3(中小企業1/2)</td> <td>1/2 同左</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(派遣元及び派遣先内) 配置助成: 15万円 賃金助成: 1/3(中小企業1/2)</td> <td>同左 同左</td> </tr> </table>		【派遣元】	【派遣先】	・座学等に係る助成	経費助成: 2/3(中小企業3/4) 賃金助成: 2/3(中小企業3/4)	同左 同左	・実習に係る助成	経費助成: なし 賃金助成: なし	600円 /1時間当たり 2/3 (中小企業3/4)	・能力評価に係る経費	なし	4,880円 /1人当たり	・キャリア・コンサルティングに係る経費 (派遣元及び派遣先以外)	経費助成: 1/2 賃金助成: 1/3(中小企業1/2)	1/2 同左		(派遣元及び派遣先内) 配置助成: 15万円 賃金助成: 1/3(中小企業1/2)	同左 同左	0 制度要求
	【派遣元】	【派遣先】																	
・座学等に係る助成	経費助成: 2/3(中小企業3/4) 賃金助成: 2/3(中小企業3/4)	同左 同左																	
・実習に係る助成	経費助成: なし 賃金助成: なし	600円 /1時間当たり 2/3 (中小企業3/4)																	
・能力評価に係る経費	なし	4,880円 /1人当たり																	
・キャリア・コンサルティングに係る経費 (派遣元及び派遣先以外)	経費助成: 1/2 賃金助成: 1/3(中小企業1/2)	1/2 同左																	
	(派遣元及び派遣先内) 配置助成: 15万円 賃金助成: 1/3(中小企業1/2)	同左 同左																	

障害者雇用に係る助成金の創設

平成20年度

(百万円)

助 成 金 名	20'予算額

平成20年度2次補正

(百万円)

助 成 金 名	2次補正額
<p>障害者初回雇用奨励金(新規)</p> <p>(事業概要) 過去3年間に障害者を雇用したことがない事業主(常時雇用する労働者が56人以上300人以下である事業主に限る。)が障害者を公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に、100万円支給する。</p>	0 制度要求
<p>特例子会社等設立促進助成金(新規)</p> <p>(事業概要) 新たに設立された特例子会社の事業主又は重度障害者多数雇用事業所の事業主が障害者を継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として10人以上雇用した場合に、雇用する障害者の数に応じた額を支給する。</p>	0 制度要求

